

改正後	現行
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書</p> <p>ロ～ヌ （略）</p> <p>六 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからヘまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び株主資本等変動計算書</p> <p>ロ～ヌ （略）</p> <p>六 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては</p>

、第一号イ、二及びホ、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。
)とする。
 一〜四 (略)
 2〜4 (略)

別表第一

項 目	記 載 す る 事 項
(略)	(略)
(略)	<p>有価証券に 関する指標</p> <p>一 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商 品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう 。）の平均残高（銀行が特定取引勘定を設けている場 合を除く。）</p> <p>二 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債 、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分を いう。）の残存期間別の残高</p> <p>三 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証 券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、 外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。） の平均残高</p> <p>四 (略)</p>

、第一号イ及びニ、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。
)とする。
 一〜四 (略)
 2〜4 (略)

別表第一

項 目	記 載 す る 事 項
(略)	(略)
(略)	<p>有価証券に 関する指標</p> <p>一 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商 品政府保証債及び貸付商品債券の区分をいう。）の平 均残高（銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く 。）</p> <p>二 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外 国債券及び外国株式その他の証券並びに貸付有価証券 の区分をいう。）の残存期間別の残高</p> <p>三 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証 券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国債券及 び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高</p> <p>四 (略)</p>

